

令和5年瑞穂町教育委員会第8回定例会 会議録

令和5年8月23日瑞穂町教育委員会第8回定例会が庁舎3階の会議室（3-1）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育指導課長 小林 洋之 君・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君
社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係（事務局） 瀬沼 智哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第19号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度対象

事業分) について

- 日程第4 議案第20号 令和6年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 日程第5 議案第21号 令和6年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 日程第6 議案第22号 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第23号 令和5年度一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午後2時00分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年瑞穂町教育委員会第8回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において4番、村上委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

村上委員 7月28日に東京都教育委員会国際担当課長来訪対応とあるのですが、どのような内容だったか教えてくださいいただけますか。

鳥海教育長 西多摩郡町村教育長会の会議の際、都立高校受験の英語スピーキングテストについて、東京都に説明をしていただいたのですが、いろいろ他の教育長から意見が出まして、なお詳しく説明したいということで来られました。

特に何かが変わったとか、何か新しいことをやるとか、そういうことではございません。

鳥海教育長
鳥海教育長

ほかにございますでしょう。他にご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第3、議案第19号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度対象事業分）について、を議題とします。教育指導課長より提案理由の説明を求めます。

教育指導課長

議案第19号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度対象事業分）について、教育委員会にて審議する必要があるため、法律等の規定により本案を提出するものです。

概要を説明します。議案書を1枚おめくりいただき、右上に「概要」と記載されている「瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度対象事業分）」をご覧ください。

「1 目的」ですが地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、効果的な教育行政を推進するため、毎年度、点検・評価を行い、その結果を公表することにより、説明責任を果たし、教育行政の透明性を確保します。

「2 点検及び評価の対象」ですが、令和4年度に実施した事務事業で93事業になります。

「3 点検及び評価の実施方法」から「6 点検及び評価結果の活用」は、記載の通りです。

裏面をご覧ください。「7 評価結果一覧（令和4年度対象事業分）」についてです。表の一番右の合計をご覧ください。評価ごとの事業数になります。A評価は11事業、B評価は80事業、C評価は7事業、D評価は1事業です。

評価基準は下に記載しているとおりです。

評価結果の状況ですが、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症による事業中止がありましたが、令和4年度は、町内外のコロナ感染状況、感染者数の動向にあわせて、参加人数や開催方法など工夫しながら実施し、ほとんどの事業を予定どおり実施することができました。また、今回、唯一D評価とした「スポーツイベントの開催」ですが、こちらは新規事業であることから、実施にあたっては計画通り完全な形での実施を目指したため、コロナ禍による小規模の実施は避け、令和4年度の実施は見送りました。

課・館別の内訳については、表に記載のとおりです。

なお、先ほど93事業と申しましたが、複数課・館の連携事業が6事業ありましたので、表中の合計は99事業となっています。

「8 経過」及び「9 今後の予定」は、記載のとおりです。

つづきまして、有識者3人の意見の主なものを説明します。冊子の報告書（案）の71ページをお開きください。

基本方針1では、濱野委員から、「「みずほあったか先生」はとても良い取組であると以前から評価していますが、その具体例を示していただいたことは大変良いと思います。特に、中学校では学級経営はとても大切で、先生には生徒の良さや可能性を引き出すという大事な役割があるということを示していただいたと思います。」との意見をいただきました。

また、青木委員から、「いじめ問題に係る成果として、いじめの認知数が増えたとありますが、表面化されていない事案をいかに認知するのかということが重要であり、これからも児童・生徒への丁寧な指導・対応をお願いします。」との意見をいただきました。

基本方針2では、田中委員から、「学校と家庭との連携推進事業について、不登校児童の出現率、復帰率が改善し、小学校1校で不登校児童がゼロになったということでA評価となっています。以前より改善されていることは確かですが、不登校対策については、理想かもしれませんが目標値はゼロであり、出現率が全国と比較して良いからといってA評価としたことには疑念が生じます。」との意見をいただき、この意見を踏まえ、評価をAからBに修正しました。

濱野委員からは、「四小が学力格差解消推進校に指定され、確実に成果を上げたことは素晴らしく、どのような取組をしたのかということ全校に周知し、他の学校でも実践をしていただきたい。」との意見をいただきました。

また、青木委員からは、「音楽鑑賞や茶道教室等を通じて、日本文化や伝統を体験できることは重要だと思います。和太鼓鑑賞についてはやむを得ず廃止するということですが、代替案を考え、事業を継続していただきたい。」との意見をいただきました。

基本方針3では、田中委員から、「部活動の地域移行について、今まで学校が行ってきたことをそのまま他の誰かに任せるというのは無理があります。平日の午後3時から2、3時間程度、毎日来ていただける人はいないので、部活動の時間帯を変える等、検討が必要と考えます。瑞穂町だけでできることと、できないことがあります。民間の力を借りるのであれば、外部委託が可能となるシステムを考える必要があると思います。」との意見をいただきました。

また、濱野委員から、「交通事故が起こらないよう、通学時見守りの人員配置等、環境を整備することも大事ですが、子ども自身が自分の命は自分で守るという危機管理について教えることがとても大事に思います。道徳の授業だけではなく、いろいろな場面で命を大事にするということを徹底して指導していただきたい。」との意見をいただきました。

基本方針4では、田中委員から、「図書館の宅配サービスについて、福祉担当部局で障がいのある方への配食サービス等があれば、福祉サービスのルートに図書館のサービスを乗せることができるのではないのでしょうか。コストをかけずにサービスを広げる方策として、検討していただければと思います。」との意見をいただきました。

また、青木委員からは、「図書館の活用方法は無限にあると思いますので、町民の意見を踏まえながら、事業の目標を達成していただきたいと思います。」との意見をいただきました。

総括意見として、田中委員から、「学校施設は老朽化が激しく、世の中の変化によって学校のあり方、地域との関わり方も変わります。プール施設の問題など、積極的に手段を検討することも必要と思います。日本では、非常にコストパフォーマンスの悪い学校教育というものが行われてきていますが、町でも施設の老朽化が進んでいるこのタイミングで、今後の学校教育のあり方を反映させた計画を立てていただければ良いと思います。」との意見をいただきました。

濱野委員からは、「瑞穂町は社会教育が充実し、郷土資料館や耕心館の事業も盛んに行われていますので、地域の学びを通して、子どもたちが様々な人たちと交流し学び合うということについて恵まれていると思います。地域の方々との関わりというのはとても大事なことで、それによりふるさと瑞穂に愛着を持ち、持続

可能な社会を作る基盤になると思いますので、今後とも学校教育と社会教育とが手を取り合って充実することを期待します。」との意見をいただきました。

また、青木委員からは、「これからも町の未来を背負って立つ子どもたちのために、教育委員会が中心となり、町全体のより良い環境づくりを進めていただきたいと思います。」との意見をいただきました。

今回いただいた意見を踏まえ、今後の施策や事業の実施に生かしていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長
関谷委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

A B C Dの4ランクでの評価がついているわけなんですけど、不可抗力で行われなかったところについて、評価はどうなのかなというふうに思うんですけど、これはもう、例えば白紙表現もあっていいのかな。これまで実施できなかったことについて、やれないからDだというのはちょっと気の毒な気はしてます。

もう一つ、それぞれを教育委員会が絶対評価で判断して、A B C Dをつけたと思うんですけども、先ほども3名の委員の方の意見を聞いて、AからBにしたということが、確かに言われると、Aでは良くないかなと思うけれども、担当がこれはAだと評価したものは、それで私はいいような気がします。

以上です。

鳥海教育長

D評価のことについては、コロナによってできなかった事業、それを新たなイベントとしてやろうということ考えていました。令和4年度について、規模縮小したり、簡素化したりすればできるような素地がありましたけど、初めて実施する事業が、規模の縮小により面白くないとか、そういうことになってしまう方が怖いかなということで、完全な形でできるまで、やらないほうがいいでしょうということ、こちらの意思が絡んだということもあります。その意識も含めて、D評価ということになったかなというふうに思います。

鳥海教育長
鳥海教育長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第19号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、議案第20号、令和6年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について、及び日程第5、議案第21号、令和6年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択については、関連がございますので一括審議としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長

ご異議なしと認め、一括審議いたします。教育指導課長より提案理由の説明を求めます。

教育指導課長

議案第20号、議案第21号については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法付則第9条の規定に基づき、議案第20号については、令和6年度使用小学校特別支援学級教科用図書、議案第21号については、令和6年度使用中学校、特別支援学級教科用図書、それぞれ採択する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、統括指導主事が説明します。

統括指導主事

詳細を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条は、教科用図書の採択について、種目ごとに一つの教科用図書選定をする規定となっております。

また、学校教育法付則第9条では、特別支援学級においては、学校ごとに文部科学大臣の検定終えた教科書や、文部科学省の著作教科書以外の教科用図書、いわゆる一般図書を使用することができるという規定があります。

採択の流れについて説明いたします。特別支援学級の設置校に校長を中心とした教科用図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で令和6年度に使用する教科用図書の調査研究を行いました。調査研究に際しては、児童生徒の発達段階や能力、特性などの実態を踏まえて、内容の選択表現、使用上の便宜、その他の4点からなる選定理由を作成し、令和6年度使用特別支援学級教科用図書選定理由書を提出したところです。

初めに、議案第20号の小学校用です。

瑞穂第一小学校の令和6年度使用特別支援学級教科用図書選定一覧表をご覧ください。多くの教科用図書は検定教科用図書、すなわち小学校通常の学級で採択された教科用図書を選定しています。

国語及び算数の第五、六学年保険の第3、第5学年では、一般図書を選定しています。

選定の理由は、別紙選定理由書の通りとなっておりますが、その一番大きな理由は、児童の特性、発達段階、学習意欲等を踏まえると、当該教科学年については、選定した一般図書がふさわしいと考えた結果となっております。

以下、選定した一般図書の特徴を述べます。

なお、検定教科書はすでに採択されていることと、特別支援学級でも、第一義的には当該校の通常の学級での教育課程が適用されることから、説明を割愛します。

国語です。国語はカタカナを多く使用しについては、生活に必要とされるものに絞っており、文章の中での用例も示されており、学習がしやすくなっています。

算数は繰り上がりのある足し算、繰り下がりの引き算を中心に、2桁3桁の足し算、引き算について、図文字記号を用いて示し、理解を確実にしようと丁寧に説明されています。

保健は、基本的な体の仕組み等についてわかりやすくイラストを活用して説明されていることや、毎日の生活の中で起こりやすいけがについての応急処置をわかりやすく説明されています。

次は、議案第21号の中学校用です。瑞穂中学校の令和6年度使用特別支援学級教科用図書選定一覧表をご覧ください。生徒の発達段階、特性等を考慮してこのような結果になっています。小学校の傾向と違って、一般図書を使う教科が多くなっています。

小学校と同様、検定教科書の説明は割愛させていただき、一般図書の一部の教科、英語、職業家庭についての説明をします。

英語については、創英社、『NEW ABC of ENGLISH 単語編【1年生】』は、子どもの身近な言葉、乗り物や宇宙などに関する700語が収録されており、単語学習にとどまらず、簡単な会話の練習ができるのが特徴となっています。

創英社の『NEW ABC of ENGLISH 会話編【2・3年生】』は、日常でよく使われる英語表現を中心に学習する内容となっています。付録のCDを活用するとか、各ページに対応した発音の学習ができるようになっています。

技術・家庭、特別支援学級では職業家庭で、ナツメ社の『子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん』、これは社会のルールやマナーについてイラストとともに、わかりやすく学習することができます。

東洋館出版、『くらしに役立つ家庭【2年生】』は、家族、家庭生活、衣食住の生活における基礎的内容を視覚的にわかりやすく説明されています。

合同出版、『子どもとマスターする49の生活技術イラスト版手のしごと【3年生】』は、日常生活における49の手作業、わかりやすく説明しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

鳥海教育長

以上で説明がおわりました。ここで暫時休憩いたします。

(各委員、教科用図書を確認)

鳥海教育長

休憩前に引き続き会議をいたします。これより議案第20号及び議案第21号に対する質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

質疑もないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第20号及び議案第21号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。つづいてお諮りします。議案第21号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第6、議案第22号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。教育指導課長より提案理由の説明を求めます。

教育指導課長

議案第22号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の一部改正のうち、教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長

説明いたします。新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として、瑞穂町民会館の使用が令和5年10月末で終了し、令和6年1月から一般使用の再開が予定されています。

これに伴い、ワクチン接種の実施に伴う町民会館の住民の利用を一部制限する場合における代替措置として瑞穂ビューパーク・スカイホールの使用料の減免を規定している条例中の該当部分を、改正するものでございます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

附則を改めます。1点目は、施行期日を規定している第一条の見出しと条名を削ります。2点目は、使用料の減免の根拠である、第2条を削ります。施行日は6年1月1日で、経過措置の規定は令和5年11月1日から施行します。

経過措置として、条例が施行する前の10月31日までに、令和6年1月1日以後のスカイホールの施設等の申請承認を受けたものに対する使用料の減免規定の効力を経過的に持続させるための規定を設けます。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第22号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第22号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第7、議案第23号、令和5年度一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。教育指導課長より提案理由の説明を求めます。

教育指導課長

議案第23号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和5年度一般会計補正予算（第4号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので本案を提出するものです。

1枚おめくりください。まず、歳入ですが、科目名称と理由を説明いたします。

ナンバー1、3、4、6は、交付額決定により予算化します。

ナンバー5は、科目名称に記載のある事業を、第四小学校が指定を受けたことから予算化します。

1枚おめくりください。歳出です。主なものについて、科目名称と増減理由を説明いたします。

ナンバー4は、第五小学校屋上に設置してある消火栓補給水槽及び一部配管に漏水があり、改修工事を実施するものです。

ナンバー5は、第一小学校の管理用備品の購入で、体育館放送設備機器の取替が主なものです。

ナンバー6は、歳入で説明いたしました、第四小学校が指定を受けたことによる歳出予算計上です。

ナンバー7は、第二中学校音声調整卓が老朽化により故障したため、機器を更新するものです。

ナンバー9は、町指定天然記念物「御嶽神社の櫓」危険排除のため、事業実施費用の1/2を補助するものです。

ナンバー10と15は関連するもので、令和4年度に町営少年サッカー場隣接地の土地所有者が変わり、土地利用のため境界を確認したところ、境界部にある町設置の既存フェンスが一部隣接地に越境していることが分かり、越境している部分を含んだ一部の土地約17㎡を購入しました。隣接土地所有者が開発行為を行うこととなり、当該町有地が狭隘であることから、今後、建物等が建設された場合に雑草処理など適切な管理が難しくなります。土地所有者の管理責任を果たすため境界部の外構工事を実施するものです。

ナンバー13は、中央体育館にスポットエアコン8台を導入することで、スポーツ環境の向上と、併せて災害時には指定避難所になっているため、避難環境の向上を目指します。

説明は以上です。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第23号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第23号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第23号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて令和5年瑞穂町教育委員会第8回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後2時42分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員